

9. 学生生活

1) 学部における学生生活への配慮

【到達目標】

学生が将来急速に変化する社会のなかで生きていくためには、大学生活を通じて知識を修得し応用的能力を養成するとともに、社会性を身につけることが求められている。そこで、本学では、学生が主体性をもって実りある大学生活を送るために、①経済的支援の拡充、②心身の健康・増進に係る学生相談(学外機関との連携を含む)の促進、③学生が納得し満足できる進路選択のための支援強化、④学生の人間形成のための課外活動の推進を4つの柱として学生支援の充実を目指している。

(1) 学生への経済的支援

【現状の説明】

(学生への経済支援を図る措置、学生への情報提供)

学業成績が優れ、かつ勉学の意欲を有しながら経済的な理由によって学業継続が困難な学生の経済的支援措置として奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金制度である「福岡大学給費奨学金」「福岡大学奨学金(貸与・緊急貸与)」、日本学生支援機構「第1種奨学金」「第2種奨学金」、公共民間団体による「各種奨学金」に区分される。いずれの奨学金も、募集・申請・選考を経て採用が決定される。その他として本学独自の「学生少額緊急貸付制度」を設けている。

これらの奨学金の情報提供方法は、基本的には、掲示物を作成し担当課の奨学金専用掲示板および各学部の掲示板で募集案内、選考結果、連絡事項等が発生するたびに学生への情報提供を行っている。

また、奨学金全体の概要や前年度実績等については、大学全体を網羅するパンフレット(以下『大学案内』という。)および、学生全員に配布する学生生活全般についてのガイドブック(以下『学生生活ガイド』という。)等に掲載するとともに、毎年開催している父母懇談会でも説明を実施している。さらにWebサイトにも掲載しインターネットを通して、誰もが何時何処でも情報を得ることが可能である。制度の新規追加や変更があった場合については、前述した方法に加えて大学全体の情報共有システム(以下「FUポータル」という。)のお知らせ機能を利用し学生へ向けて情報を発信している。

なお、上記奨学金制度のほかに、学業ならびに品行の特に優秀な者を表彰する「特待生制度」がある。これは2年次生から4年次生(薬学部、医学部医学科は6年次生)を対象とするもので、全学部から毎年90人程度を選考し、文系学部の授業料相当額を奨学金として支給している。

(a) 福岡大学給費奨学金

学業を継続する意志・能力を有しながら、経済的理由により学生生活に支障をきたすおそれがある者に対して給付される1号奨学金と、課外教育活動において極めて特異な能力を有し、かつ、優れた業績を示した者に給付される2号奨学金がある。いずれも返還の義務は無い。

交付額は1号が平成17(2005)年度から年額で文系学部30万円、理系学部50万円、商学部第二部15万円である。2号の交付額は60万円、10万円、5万円で活動・成果内容により決定される。平成19年度の給費奨学金採用実績は1号計65人、2号の平成18年度採用実績は計3人であった。

(b) 福岡大学奨学金

学業成績優秀でありながら、経済的負担力に乏しい者に対する奨学金である。無利子で貸与され、返還期間は卒業後10年以内である。貸与期間は1年間であるが、毎年出願可能である。対象学年は

II. 大学 学生生活

全学年で、貸与額は年額 640,000 円となっている。

平成 19 年度の福岡大学奨学金採用状況は表 I に示すとおりである。

表 I 平成 19 年度における福岡大学奨学金の採用者状況

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合 計
出願者数	388	209	221	182	5	3	1,008
採用者数	298	171	197	173	5	3	847

また、福岡大学奨学金については、定期採用以外に、主たる家計支持者の失職・死亡等の理由により家計が急変し、修学が困難になった場合に随時出願できる緊急貸与の制度があり、平成 18 年度には 1 人が採用された。

(c) 日本学生支援機構奨学金

経済的理由により就学が困難な優れた学生に対して日本学生支援機構から貸与される奨学金で、貸与期間は標準修業年限内である。一度採用されると、毎年継続願を提出し適格認定を得ることが出来れば卒業まで継続して貸与が可能である。無利息の第 1 種奨学金と利息付の第 2 種奨学金に区分されており、返還期間は卒業後、最長 20 年以内である。

日本学生支援機構の奨学金には大学入学後の定期募集の他に、大学入学前に在学高校で奨学金与を予約する「予約採用制度」や家計急変により随時申し込み可能な「緊急採用(1 種)応急採用(2 種)奨学金」がある。

平成 19 年度の日本学生支援機構奨学金(定期募集)採用状況は表 II に示すとおりである。

表 II 平成 19 年度における日本学生支援機構奨学金の採用者状況

第 1 種	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合 計
出願者数	560	123	105	63	0	0	851
採用者数	214	7	6	4	0	0	231
第 2 種	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合 計
出願者数	1,030	239	201	102	2	0	1,574
採用者数	666	45	31	11	0	0	753

(d) 各種育英会・奨学団体奨学金

地方自治体や民間団体による奨学制度で本学を經由して申し込むものと学生が各団体に直接申し込むものの 2 種類があり、支給形態は団体によって給付型と貸与型がある。平成 18 年 3 月末現在、35 団体から 207 人が奨学金を受けている。

(e) 大学院における奨学金

学部と同様に数種の奨学金が給付、貸与されている。貸与額は学部と若干異なっている。

(f) 学生少額緊急貸付

学生が緊急に経済的援助を必要とした場合に少額を無利子にて貸し付ける制度で、貸付金額は 1 口 5,000 円、最高 6 口 30,000 円を限度とし返済期限は最長 3 か月である。ただし、貸し付けは就職活動、急病、緊急帰省など、大学が緊急と認めた場合に限って受けることができる。

【点検・評価】

本学独自の奨学制度は、給付型である給費奨学金の採用枠が少なかったが、平成 19 年度から大幅に採用枠を増やし、その調整として貸与型である福岡大学奨学金の採用枠を減じた(下表参照)。給費奨学金の採用枠を増加したが、奨学生全体数から見ると経済的支援の充実は十分ではない。

	予 算 人 数	出願者数	採用者数
18年度	30人〔各学部3人×10学部(商学部第二部を1学部扱い)〕	55人	24人
19年度	100人〔各学部10人×10学部(商学部第二部を1学部扱い)〕	91人	65人

また、福岡大学奨学金は、1年次生から4年次生まで、ほぼ同人数の採用枠を設けて選考しているのに対して、日本学生支援機構奨学金は基本的に1年次生が対象で、高学年になるほど採用枠が激減する(表Ⅰおよび表Ⅱ参照)。奨学金を新規で希望する高学年次の学生にとっては、福岡大学奨学金は経済的救済措置の一つになっている。

学生への奨学金情報の提供は、学生の認知度が高い「掲示板での通達」を主たる手段としており、学生への周知方法としては最も効果的である。

奨学金の申請状況は、平成18年度と平成19年度の実績から、毎年約2,000人が希望している中で、定期募集締め切り後の追加申請相談は年間で数人程度であることから、奨学金を必要とする学生は高い確率で奨学金情報を得ている。

【改革・改善策】

学生への経済的支援を強化するため、本学独自の奨学金制度をこれまでの貸与奨学金から給付奨学金へ移行して、さらに充実を図っていくことを検討する。また、貸与奨学金の回収にともなう事務処理や経費が年々増大してきていることを鑑みても、奨学金の形態を貸与型から給付型へ移行していく必要がある。しかしながら、返還義務のない給付型の奨学金の充実・拡大は経常費の支出増となる。したがって、授業料減免事業等支援経費に対する補助等を含め、寄付金など外部資金の導入による財源確保の各種方策について検討していく。

給付奨学金の対象者選考においては、不公平が生じないように、面接時の選考基準等を明確に定める。

奨学金の情報提供については、掲示や印刷物の配布も一定の効果があるが、今後はさらにF Uポータルシステムを活用し、適宜公開していくようにする。

(2) 生活相談等・ハラスメント

①ハラスメント防止策

【現状の説明】

平成11(1999)年4月1日から、改正男女雇用機会均等法が全面施行されたことにともない、本学では学生および教職員が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就学、就労、教育または研究を健全で快適な環境のもとで遂行できるよう本学の学生および全教職員(非常勤講師、嘱託職員、アルバイト職員を含む)を対象とした「学校法人福岡大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、同年4月1日付で施行した。これにともない常設のセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会と相談窓口・相談員を設置・配置した。

防止対策委員会は、セクシュアル・ハラスメント防止に関する施策を企画立案するとともに、本学がセクシュアル・ハラスメント防止のために実施する措置に関する調整、指導および助言を担当する。そして、セクシュアル・ハラスメントの事実調査が必要と判断したときには、調査委員会を置き、調査に当たらせる。相談員は平成19年4月1日現在、本法人の教職員から7人が委嘱され、プライバシーの保護に十分配慮したうえで相談を受けている。

II. 大学 学生生活

平成 19 年 6 月には同規程を改正し、調査委員会がセクシュアル・ハラスメントの行為者、被害者、上司および他の学生・教職員に事実関係を聴取できることを成文化し、当該学生および教職員は正当な理由なくこれを拒むことはできないことを規定した。あわせて、教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントのない健全な就学・就労の環境の形成および維持を義務化するとともに、監督者に対してはセクシュアル・ハラスメントの黙認を禁止し、セクシュアル・ハラスメントの事案が発生した場合は、規程の周知徹底、研修の実施、再発防止策等の必要な措置を講ずることを義務付けた。さらに「学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程」を一部改正し、セクシュアル・ハラスメント行為者への罰則を明文化した。

これら規程の整備に加え、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、本学の基本方針、対策の必要性、どのような行為が該当するのか、加害者にならないための心構え、被害を受けたときの相談員・連絡先などのガイドラインをまとめたパンフレットを作成し、毎年、学生および新任の教職員に配付するとともに大学の公式 Web サイト上で公開している。

大学においてはセクシュアル・ハラスメントのほかにも、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応が求められているが、本学ではこれらのハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会の機能を強化することを検討している。

【点検・評価】

セクシュアル・ハラスメントは、一般に認知度も高く、本学においても防止および排除に向けた規程が整備され、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会が設置されている。また、「学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程」でセクシュアル・ハラスメントが懲戒の対象となる旨を明記したことは、セクシュアル・ハラスメントの防止に一定の効果が期待できる。

これらの規程を適用して解決した事例もあり、制度設計は一応成功していると言ってよい。しかし、ハラスメント防止のための活動は、役職者を対象とする研修会が開催されたのみで学生や教職員の意識を高めるための啓蒙活動は殆ど実施されておらず、本学の防止への取り組みは不十分と言わざるをえない。さらにアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止については、セクシュアル・ハラスメントに比べて未整備の状態である。

【改革・改善策】

セクシュアル・ハラスメント防止および排除に向け、規程の周知徹底や学生や職員の意識を向上させるための定期的な研修会を実施する。また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどについては、現在のセクシュアル・ハラスメント対策委員会の機能を強化して対応していく。

相談員への相談で解決した事例も多いが、相談内容が全相談員で共有されておらず、解決策がその後の相談に生かされなかった。この点を反省し、相談者の個人情報には十分に配慮しながら情報交換会を開催したが、今後も防止対策の強化と迅速で適切な対応の推進をはかる。

②生活相談

【現状の説明】

(生活相談担当部署の活動上の有効性)

学生には、入学から卒業に至るプロセスの中で、学年進行に伴って、「修学」、「学生生活」、「対人関係」、「就職・進路」等、各期のステージにおける個別ニーズがある。これらに対し、学生部では、教育的視点に立ち学生の成長を促すことが最重要課題であると捉えている。近年、教職員か

Ⅱ. 大学 学生生活

らは、明確な目標を持ち意欲的に取り組む学生が見受けられる一方、学生の学力低下、意欲低下、対人関係の希薄さなどがしばしば指摘され、さらには、不登校傾向、課外活動の停滞、進路未決定等の問題に直面し、困惑の声が上がっている。学生相談の現場からも、相談件数の増加という量的課題と、対応に苦慮する相談内容の増加という質的課題が指摘されるようになっている。また、ハラスメント・宗教団体に関わるなどの事件性のある諸問題も発生している。

学生時代に正課教育で学ぶ知識や技術、様々な正課外教育を通じた体験や学びなどは、自分らしいあり方（アイデンティティ）を確立するための貴重な糧となる。学生は、学びと選択の過程において様々な困難に直面することになる。これに対し学生部内に「学生総合相談」のコーナーを設置し、学生生活や正課教育・課外活動、プライベートな問題に至るまで多種多様の相談に対応し助言を行っている。特にキャッチセールス被害や、各種の売買契約によるトラブルなどは、学外機関の消費生活センター、区役所やその他の機関と連携して、学生の悩みや相談を解決できる仕組みを整備している。一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるように支援体制を整え、学業や生活に関することはもちろん、学生の心身の健康保持・増進のため精神面や健康面でのサポートにも力を入れている。

（カウンセラー・アドバイザーの配置、心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮、医療機関との連携）

精神・心理面での健康支援に関しては、主として、ヒューマンディベロップメントセンター（以下「HDセンター」という。）で対応している。平成10年に学生相談室からHDセンターへと名称を変更し、各種面接室を有する施設へと場所を移した。それにより、個人面接に加え、セミナーやグループ形式での支援も提供できるようになった。また、職員の見守りのもとに、多くの学生と距離を置いたところで休憩できる場所として「フリースペース」を設けている。個人面接などを受けていない学生も利用しており、フリースペースで過ごすことにより、必要であればいつでも支援を受けることができるという、予防的な機能も期待している。

平成19年度現在、常勤インターカー兼カウンセラー2人と非常勤カウンセラー3人が配置されており、すべて、臨床心理士の有資格者である。常時3人のカウンセラーが相談に対応できる体制となっている。開設時間は週3日が9:30～16:00、週2日は夜間対応日として、9:30～18:40である。面接枠は、1コマ60分となっており、1日15コマ、1週間で75コマ（週2日の夜間対応枠4コマ含む）開設されている。以前は週35コマの面談枠しか取れず、継続来談者で枠が埋まっていき、新規に来談した学生を待たせる状況になっていた。この点を改善するため、初回来談者には、臨床心理士がインテーク面接を行い、適切な支援先を決めていくというインテーク・システムを採用することになった。平成16年度に常勤インターカー兼カウンセラーを1人採用し、平成19年度にさらに1人が増員され、来談申し込みにすぐに応えられる体制に一步近づいた。

また、医療機関（おもに精神科および心療内科）での治療が必要と考えられる来談学生に対し、地域医療機関の情報を提供し、紹介状を発行して受診を勧めている。受診に対して、学生自身は必要性を感じていないケース、心理的抵抗の強いケースもあるが、なぜ医療受診が必要なのか、受診することにどのようなメリットがあるかをカウンセラーが個別面接で説明し、受診しやすくなるように働きかけている。必要に応じて、家族にも説明を行っている。

さらに、平成17年10月より、福岡大学病院精神神経科の医師1人がHDセンターに来室し、月に1回、「精神科医による相談日」を設けている（平成18年度は年間10回、計30時間開設）。来

II. 大学 学生生活

談学生はHDセンターで精神科医と会うことができ、投薬や継続的な治療が必要と判断された場合は、福岡大学病院もしくは近隣の医療機関で引き続き同じ医師に診てもらおうシステムとなっている。また、医師によるコンサルテーションを担当カウンセラーが受け、HDセンターでの援助に役立っている。

すでに医療機関に通院している学生が、自発的に、もしくは医師に勧められて、HDセンターを利用するケースもある。医師による紹介状がある場合は、HDセンターでの処遇（面接継続の可否）や援助方針を返書にて伝えている。カウンセラーと医師が連絡を取り合う必要が生じた際には、原則として学生の了解を得た上で、電話等で見立てや方針の共有・確認を行っている。

不登校の学生については、他の事例に比べ、学生の自発来談は少なく、ほとんどが教職員や家族に伴われての来談、もしくは教職員や家族のみの来談（コンサルテーション）となっている。特に、毎年6月から7月にかけて開催される父母懇談会で、学生の不登校の実態を初めて知り、戸惑いとともにHDセンターへ来談する家族が多い。

HDセンターに来談した学生には、定期的な面接を実施し、授業には出られなくてもHDセンターには来ることができる状態から、徐々に教室や研究室に行ける状態になっていくことを目指している。この過程で、カウンセラーが学内他部署と連絡をとり、授業や単位に関する情報を提供したり、教職員との協力関係をつくるなど、不登校学生の大学内適応を援助している。個別面接に加えて、情報交換や友達づくりを目的としたグループ活動「サポートグループ」も週2回実施している。HDセンター内の「フリースペース」利用により、休憩しながら授業に出席していくことも可能となった。

また、支援を必要としているが、HDセンターまで来ることができないという学生も少なくない。例えば、対人恐怖症的反応として大学に足を踏み入れることができない、休学して遠方の自宅に帰省しているといった場合である。そのような場合は、電話や手紙を通して支援していくこともある。不登校の背景に、何らかの精神疾患や発達障害を有する学生もいるため、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。状態によっては医師やカウンセラーが積極的に休学を勧めることもある。休学中も経過を見守り、復学時期はともに準備を行う。諸事情から退学となるケースもあるが、納得した上での選択となるよう、時間をかけて話し合っている。

HDセンターの平成18年度個人面談利用実績は、来談件数138件、延べ回数1,372回となっている。在籍学生数に占める来談率は、0.68%である。来談件数の内訳としては、新規件数が100件、継続件数が38件である。セミナー参加者は実人数45人、グループ参加者は実人数28人となっている。

また、学生相談の場としてHDセンターを広く知ってもらうために、広報活動として、新入生に対して学部指導懇談会でのアナウンス、「Fine Dream」（学園通信、以下「FD」という。）への掲載、学内掲示板やホームページへの掲示を行っている。平成19年度には、パンフレット（ヒューマンディベロップメントセンター 総合相談室のご案内）を改訂して、学内関係部署に設置し、学生や教職員へHDセンターの周知を図っている。

一方、健康管理センターでは、定期健康診断、スリム教室、禁煙支援、障害のある学生への支援等を実施し、学生の心身の健康増進に取り組むとともに、疾病の早期発見と有疾者への迅速な対応を図っている。

定期健康診断は、毎年4月から6月にかけて全学年を対象に実施し、検診の結果、異常と診断さ

Ⅱ. 大学 学生生活

れた学生には精密検査の医療機関を紹介し、事後の指導も行っている。平成 19 年度からは新たな試みとして、定期健康診断のプロセスとして 1 年次生を対象とした詳細な問診法を取り入れ、学生の健康状態のより一層の把握に努めている。1 年次生の定期健康診断の結果に基づき、高血圧、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病発症の大きな要因である肥満については、スリム教室を開催し対応している。肥満度指数 (BMI) 26.4 以上の学生を対象として、食事や運動の指導を行い、その際に、血糖、血中脂質の検査も行い自己の健康管理の重要性を自覚するように指導している。健康へ悪影響を及ぼす喫煙に関しては、喫煙者からの禁煙相談を受け付け、希望者へは医師の問診後にニコチンパッチの無料配布を実施している。また、喫煙者の禁煙動機付けの場を設定するために「煙草が健康に及ぼす害」について講演を行うなどの健康セミナーを開催している。

身体に障害のある学生には、毎年、6 月下旬から 7 月上旬にかけて該当者全員に対し、個別に面接実施を案内し、健康管理センター診療所長 (医師) が面接を行っている。面接時には、現在の障害状況や大学内における学生生活の利便性等について質問し、その内容にそって、施設設備面や授業および定期試験において支障をきたさないよう関係部署に対応を依頼している。

その他、学生の突発的な事故や外傷等について、健康管理センターでの処置が不可能な事例については、福岡大学病院や大学周辺の医療機関と連絡を取り、早急に対応している。また、学内において麻疹、結核等の感染症が発生した場合、健康管理センターが情報収集、発信の窓口となり、保健所や福岡大学病院、大学近辺の病院と緊密な連携のうえ、感染拡大防止のための対策を講じている。平成 19 年春から夏にかけて日本中の大学において麻疹が流行した。本学においても麻疹患者が発生したが、地域医療機関および福岡大学病院との連携、感染者発生状況の迅速で正確な把握、感染情報の早急な発信、感染拡大を防ぐための対策 (休講、患者との濃厚接触者の登校停止などの措置) などにより、麻疹感染者発生を最小限にとどめ、大学がその機能を果たせなくなる事態を回避することができた。

また、健康管理センターは、平成 13 年から内科を標榜する保険診療機関として承認されたため、保険診療が可能となり、不安障害、うつ病性障害を有する学生、過敏性腸症候群などの心身症を有する学生の診療も開始、福岡大学病院との病診連携も可能となった。

(学生生活に関する満足度アンケートの実施)

これらの学生生活相談に対処するに当たり、本学独自の学生生活実態調査を実施している。学生生活の実態および学生の意識を把握し、学生の福利厚生および教育上の基礎資料を得ることを目的に 4 年ごとに実施しているもので、現在、平成 20 年 11 月に調査を実施する予定で作業を進めている。平成 16 年 11 月に実施された学生生活実態調査においては、休学者を除く全学生のなかから抽出された 5,089 人について調査を行った。設問については日本私立大学連盟の学生生活実態調査の設問を一部取り入れ、総数は過去最多の 113 項目となった。調査結果については報告書を作成し、メインテーマである「学生の満足度」の分析を詳細に掲載している。この分析で、大学の何が学生に評価され、何が学生を満足させているかを見て取ることができ、学生の生活環境や教育環境の改善、さらには良きキャンパスライフを実現するための参考にしている。

【点検・評価】

平成 19 年度は学生のメンタル面での相談に対し、HDセンターにおける支援体制を強化した。常勤 2 人体制になったことで、インターク・システムがより機能し、面接枠も平成 15 年度の 35 コマから年々増加し、平成 19 年度は 75 コマ開設され継続来談者だけでなく、新規の来談者への対応

II. 大学 学生生活

が迅速・円滑になった。また、今まではカウンセラーの人員の不足により難しかった、事件・事故などのさいの心理ケアを目的とした緊急支援に複数人での対応が可能となった。実際に、平成 16 年度と平成 19 年度に、事故後に心理面で不安を訴える学生への緊急支援を行った。また、個人面接だけでなく、セミナー・グループ・フリースペースを通しての多様な支援が提供されており、来談者のニーズに応じた様々な体制があると言える。最初は「大学を辞めたい」と言っていた不登校学生が、HDセンターに来談し、居場所を得て、自分自身を振り返る作業を行ったことで、「やはり卒業しようと思う」と気持ちを変化させるなど、個々の事例においては一定の成果があがっている。

しかし、何も支援を受けていない不登校学生も、多く存在すると考えられる。近年、父母懇談会をきっかけにした家族の来談が増加しているが、その時点ではすでに支援の開始時期が遅れ、問題が長期化・複雑化していることもある。平成 17 年度から、FDにHDセンターの紹介記事を掲載し、父母がHDセンターのことを認知する機会ができた。父母の実来談人数は、平成 16 年度が 19 人、平成 17 年度が 37 人、平成 18 年度が 38 人と増加している。広報活動としては、一定の効果をあげていると考えられるが、来談者の増加に対して現在での人員体制では十分な対応ができなくなる可能性がある。また、16 時以降の相談枠の開設が、週 2 日のみであり、昼間の空き時間の少ない理系の学生や高年次生には、利用しにくいとの声もある。

HDセンターが医療機関と連絡を取り合った平成 18 年度の件数は、紹介状発行を含めて延べ 28 件であった。また、精神科や心療内科に通院しながらHDセンターでの援助を受けた学生は 46 人であり、全来談者に占める割合は、30.7%であった。このことから、HDセンターでは、一定数の学生に対して、医療と並行・連携しながらの援助を実施できていると言える。また、平成 17 年 10 月から平成 19 年 7 月までの期間に、精神科医による相談日を利用した学生は 19 人、そのうち 10 人が医療機関での継続的な治療へとつながっている。利用学生にとっては、HDセンターで精神科医と会えることで、精神科受診への不安が和らぎ、よりスムーズに治療につながったと考えられる。しかし、利用学生数はまだ少なく、月 1 回の精神科医来室日と授業などの都合が合わないことが要因の一つになっている。また、医療への抵抗感の強い学生は、カウンセラーから受診を勧めるタイミングが鍵となるが、精神科医来室日との調整が出来ず医療への橋渡しがうまくいかないケースもある。

健康管理センターにおける定期健康診断の過去 3 年間の受診率は、年々上昇してきているが、中でも 1 年次生の受診率が特に高くなっている。これは、平成 17 年 4 月から学校保健法施行規則の一部が改正され、結核健康診断（胸部 X 線撮影検査）が従来の全学年から 1 年次生に限定実施するよう変更されたため、特に 1 年次生に対して、学部指導懇談会や学内放送等での情宣を行い、検診期間を延長した結果である。1 年次生の定期健康診断において、肥満学生が年々増加している傾向が認められる。これに対応すべく、肥満とされる学生に対し、個別にスリム教室開催案内の送付を行っており一定の成果を上げている。健康セミナーについては、平成 17 年度から毎年実施しているが、参加者は必ずしも多くない。喫煙が健康に及ぼす影響が非常に大きい点を考慮すると、参加者が少なくとも本セミナーは継続する必要がある。

【改革・改善策】

近年の学生生活における相談内容は、多様化し、複雑化している。対応する窓口も各学部事務室や学生部、教務部、就職・進路支援センター、HDセンター、健康管理センター等多くの部署にわたり学内での適切な連携が必要である。特に、メンタル面では、HDセンターと関係部署および教

職員との連携による対応が求められる。相談内容や診断結果などの個人情報の共有については、所定の手続きのうえ、個人情報保護法に基づき対処しなければならない。

また、HDセンターへの出入りを躊躇する学生もおり、来談すると周囲に精神的におかしいと思われるのではないかなどの偏見が、学生だけでなく父母や教職員間にも存在している。これは、発達障害や理解の困難な学生にどう対応していいのか戸惑っている現状でもあり、教職員に関しては、学生への理解や対応のためのヒントや、学生にHDセンターをどのように紹介したら良いか等を知ってもらうために教職員向けガイドブックの作成を検討している。リラクゼーション・セミナーや自己表現講座などの予防的・成長促進的セミナーを行っていることを周知し、幅広い参加を促していく。

不登校学生には、出席管理システムを用いて、不登校の状況を早期に発見し、できるだけ初期の段階で支援を開始できるようにする。また、家族を対象としたセミナーを開催し、HDセンターの役割を紹介し、不登校学生への理解を深めてもらうことも有効である。なお、本学においても、さらに手厚く幅広い支援を提供するためには、カウンセラーの増員が望まれ、夜間対応枠の増設を早急に検討する。また、精神科医による相談日を増設することで、治療を要する学生ができるだけ早く健康な学生生活を送ることが出来るよう支援を行っていく。

健康管理センターでは、平成19年春から夏にかけての麻疹患者発症に対し、地域医療機関および福岡大学病院との連携により、麻疹感染者発生を最小限にとどめることができた。麻疹に対する最も有効な対策はワクチン接種であるが、本学においてはワクチン接種についてはいまだ呼びかけのレベルに留まっている。特に医療関係者、教育関係者を育てる学部を有する本学においては社会的にもワクチン接種を徹底させる義務があるため、関係部署との連携のもと有効性が高い予防策を講じる。

(3) 就職進路指導

【現状の説明】

①就職・進路支援のあり方

就職・進路支援センター（以下「センター」という。）は、社会の変化や多様化が進む中、学生が幸福で充実した人生を送れるよう就職・進路を中心とした人生設計をサポートすることを目的に、就職部を改組して、平成13(2001)年4月にスタートした。

センターでは、「学生一人ひとりが人間力を高め、自発的に自らの進路を考え決定できるよう適切な情報提供と個別指導を行うとともに、各学部の特色に基づいた教育との連携を図りつつ、全学的立場からキャリア教育を支援する」という基本方針に基づき、学生が納得し満足できる進路選択ならびに就職率の向上を目指して、進路支援を行っている。

また、学生が気軽にセンターを利用できるようサポートフロアを設置し、快適でゆったりした雰囲気の中で、スタッフサポートや情報が得られるような環境を提供している。

②センターの組織

センターは、学内関係部署と連携しつつ、学生の就職・進路支援を行うとともに、その方法を検討・開発し、各学部および大学院のキャリア（進路支援）教育を推進することを目的にしている。

センターは、センター長をトップに、センター長補佐2人、各学部から選出されたセンター委員9人（うち2人はセンター長補佐）、医学部を除く各学部の各学科にキャリア教育調整委員33人、

II. 大学 学生生活

また職員は本センターの事務を統括する事務部長をはじめ、センター事務室を統括する室長、室長補佐2人、室員13人（東京事務所駐在の職員1人を含む）、臨時職員5人で構成されている。

センターでは、①就職・進路情報の収集および提供、②就職・進路相談の実施、③各学部が行うキャリア教育へのプログラム開発、④各学部が行うキャリア教育への支援、⑤各学部および複数学部が企画する就職・進路支援の補助、⑥就職・進路支援に必要な環境整備、⑦その他センターの目的達成に必要な事項、などの業務を行っている。

(a) センター運営委員会

センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、センターに関わる必要事項の審議決定機関であり、センター長、センター長補佐、各学部選出のセンター委員およびセンター事務責任者をもって構成される。センター長が議長となり、就職・進路支援についての基本方針の策定、センター業務の承認・評価、各学部からの意見集約および企画の調整、センターの運営について審議決定する。運営委員会は2か月に1回のペースで開催され、委員会の審議内容はセンター委員により教授会で報告されるが、内容によっては各学部教授会等で検討に付される案件もある。

(b) センター企画推進会議

センター企画推進会議（以下「企画推進会議」という。）は、センターの業務全般にわたる企画および運営、就職・進路支援に必要な業務の設定および調整、その他センター業務の企画に関して審議する機関で、センター長が議長となり、センター長補佐2人、センター長が委嘱した委員2人、センター事務責任者1人で構成される。基本的には2か月に1回のペースで開催されるが、年数回臨時の会議を開催することもある。

(c) 広報小委員会

センターが発行する企業向け大学案内、学生向けのガイドブックなどの企画・編集、また、大学広報誌等の大学刊行物の記事掲載に関する企画・調整を行っている。センター長、センター長補佐2人、センター委員2人（文系・理系各1人）、事務職員の役職者4人の合計9人で構成される。

平成19年度は、新入生が将来の進路を意識して充実した大学生活を送ることができるよう「キャリアガイドブック」を作成し、1年次生全員に配布した。このガイドブックは、各学部におけるキャリア教育に活用されている。

③就職・進路に関わる支援策

センターでは、学生一人ひとりが自らの人生を考え、納得し満足できる進路選択ができるよう、個別相談を中心に据え、教育的支援と側面的支援の両面から進路支援を行い、その結果として就職率が向上するための取り組みを進めている。その具体的な支援策は次のとおりである。

(a) 個別相談支援

学生への個別相談を中心に据えた支援体制の強化を図っており、17人のセンタースタッフが相談に応じるほか、カウンセリングの専門資格をもったキャリアカウンセラー、企業の採用や人事担当の経歴をもった進路相談員がそれぞれの専門的立場から学生の悩みや進路に関するさまざまな相談に応じており、三位一体による支援体制を採っている。

㊸センター職員

学生の悩みや進路に関する様々な相談に応じている。また、センター職員による学部担当制を導入し、9月以降未内定学生に対する定期的な電話調査を行いながら個別指導を実施している。なお、学生の相談内容も多様化しており、各種研修会への参加や図書・資料等の回覧により、職員の資質・

能力向上を図っている。

② 進路相談員

民間企業の人事採用担当経験者を進路相談員として外部から週 3 回招聘（2 人の相談員が交替で一日 5 時間担当）し、センター職員とは違った視点から実践的・現実的な個別指導を展開している。

③ キャリアカウンセラー

カウンセラー資格を有する専門家をキャリアカウンセラーとして外部から週 2 回招聘（2 人のキャリアカウンセラーが交替で一日 5 時間担当、6・10・12 月は週 3 回）し、進路に関する悩みの相談に応じている。



相談窓口利用者状況および相談内容は次表のとおりである。

○相談窓口利用者状況

年 度		センター職員	進路相談員	キャリアカウンセラー	総 数
16 年度	相談件数	3,975 人	693 人	315 人	4,983 人
	実働日数	280 日	126 日	103 日	—
17 年度	相談件数	3,216 人	884 人	258 人	4,358 人
	実働実数	283 日	139 日	97 日	—
18 年度	相談件数	3,345 人	772 人	287 人	4,404 人
	実働日数	280 日	143 日	105 日	—

II. 大学 学生生活

○相談内容：複数回答あり（センター職員、進路指導員）

相談内容	相談件数		相談内容	相談件数	
	17年度	18年度		17年度	18年度
自己分析	27	146	進学（大学院・留学）	12	19
履歴書・エントリーシート 添削	1,001	1,239	資格取得	8	19
ビジネスマナー	98	101	パソコン活用	36	18
業界研究・企業研究	768	738	各種手続について	134	161
採用試験（面接・筆記）	395	305	進路全般の問題	750	972
内定辞退・進路決定	603	474	模擬面接	64	139
インターンシップ	37	32	その他	150	2
公務員	133	123	—	—	—
教員	35	20	合計	4,251	4,508

(b) 教育的支援

各学部では、センター委員とキャリア教育調整委員が連携を密にし、カリキュラム編成を検討しながら、通常の講義時における学部固有の就職進路指導を実施している。

また、文系学部のゼミにおいて、センター職員が積極的に出向き担当教員と共同でゼミにおける就職指導を実施、あるいは担当教員がゼミ生をセンターに引率し、センター職員が各種資料・就職情報システム・相談システムなどの利用方法を説明するとともに、就職・進路に関するゼミ調査や各種就職支援行事の参加とセンターへの訪問を呼びかけるなど、ゼミ教員とも連携を図っている。

理系学部では、学科ごとにキャリア教育調整委員が学生と個別相談する機会を多く設け、個別指導を徹底させている。

(c) 側面的支援

就職活動の本番を迎えた3年次生には就職情報システムの構築、就職ガイダンス、論・作文対策講座、模擬試験、模擬面接、業界セミナー、実践マナーセミナー、学内会社説明会、OBとの懇談会、エントリーシート添削会など、実践的なプログラムを提供し、実施している。

なお、各種ガイダンス・セミナーなどの各種就職支援行事等は父母にも通知し、行事参加への協力を仰いでおり、学生と父母が進路に関する意識を互いに共有できると考えられる。

支援対象年次における行事は次のとおりである。

1・2年次生対象プログラム

- ・キャリア形成支援講座（感じ取る力、行動力、実践力他育成）

3年次生対象プログラム

1. 就職活動に向けての基礎づくり
 - ・第1回就職基礎ガイダンス（就職活動の基本的な流れ）
 - ・第2回就職応用ガイダンス（講演、4年次生の体験談他）
 - ・第3回就職実践ガイダンス（面接等の実践面）
 - ・キャリアデザイン講座（自己分析・自己表現）
2. 各種試験・面接対策
 - ・就職模擬テストガイダンス（就職活動全般、雇用状況他）

- ・ 第1回就職模擬テスト（一般常識・職業適性）
 - ・ 第2回就職模擬テスト（SPI）
 - ・ 第3回就職模擬テスト（SPI・・・Web上での受験）
 - ・ 第4回就職模擬テスト（自己表現）
 - ・ 論・作文対策講座（第1回～第3回）
 - ・ エントリーシート添削会
 - ・ 実践模擬面接（センタースタッフによる集団面接）
 - ・ 実践模擬面接（進路相談員による個別・集団面接）
3. 業界・企業研究
- ・ 業界別セミナー（業界研究のポイント、実践：約10業界）
 - ・ 学内個別企業説明会（年間延べ350社参加）
 - ・ 学内合同企業説明会（約100社参加）
 - ・ 学内公務員採用説明会（警察・消防・教員・自衛隊等）
4. 本学独自の就職情報支援
- ・ 就職情報システム利用説明会（企業・求人・OB情報等）
 - ・ 就職サポートブック（就職活動のポイント等集約本）
 - ・ 入社試験報告書（先輩が経験した採用試験報告）
5. その他の支援
- ・ 女子学生応援セミナー
 - ・ 留学生対象就職セミナー
 - ・ 就職マナーセミナー
 - ・ 学生アドバイザー（4年次生の内定者）によるアドバイス

4年次生対象プログラム

- ・ 就職活動応援セミナー
- ・ 留学生対象就職セミナー
- ・ 学内個別企業説明会
- ・ 進路状況調査（はがき・電話等による調査・支援）
- ・ 求人一覧表配付（4年次生対象求人）

全学年次生対象プログラム

1. 個別相談
- ・ 就職・進路支援センタースタッフによるアドバイス
 - ・ キャリアカウンセラーによるアドバイス
 - ・ 専門の進路相談員によるアドバイス
2. インターンシップ
- ・ 募集説明会（春季・夏季）
 - ・ オリエンテーション（春季・夏季）
 - ・ 事前研修会（春季・夏季）
 - ・ 体験実習（春季・夏季）
 - ・ 事後研修会（春季・夏季）

II. 大学 学生生活

- ・体験発表会（春季・夏季）

3. ガイダンス・就職情報

- ・エアラインセミナー（人文学部主催）
- ・スペシャリストガイダンス（法・経済・商学部主催）
- ・就職サブ・ゼミナール（ゼミ別の支援）
- ・就職活動体験記（民間・公務員）
- ・来学企業情報提供（年間延べ 1400 社）
- ・企業訪問情報提供
- ・東京事務所駐在員による東京地区企業情報提供
- ・東京事務所駐在員との就職情報交換会
- ・卒業生との就職懇談会

4. その他の支援

- ・コミュニケーショントレーニング
- ・障害者への就職支援
- ・父母懇談会における就職・進路相談

以上の支援行事は、実施後、学生によるアンケート調査や参加者数をもとに担当者および役職員間で検証を行い、その結果をセンターの企画推進会議、運営委員会で審議し、各支援行事が目的を十分果たせるよう毎年度改善・改革を図っている。

(d) 他部門等との連携

① 教育部門との連携

入学センター、教務部、共通教育センター、言語教育研究センター、エクステンションセンター、総合情報処理センター、国際センター、学生部などで構成する教育情報部門連絡会議や教育情報部門事務連絡会議を通して他部門との情報を共有し連携を深めている。

② アンテナオフィス

東京事務所内にアンテナオフィスを設けて職員を配置しており、東京地区の企業情報や学生の動向を本学に提供、東京地区で就職活動する学生の支援（就職相談・模擬面接・企業紹介など）、東京地区で勤務する卒業生との連携・紹介など、学生への支援を行っている。また、11月に本学で東京事務所駐在員による就職情報交換会を開催している。

③ 学部との連携

法・経済・商学部が主催するスペシャリストガイダンス（弁護士・公認会計士・税理士など 12 職種 of 専門家）、人文学部主催のエアラインセミナー、各学部が主催するOBとの懇談会などの支援行事と協力体制をとりながら学部（教員）との連携を深めている。

④ 学生アドバイザー制度

内定を得た上級生によるタイムリーな実践的アドバイスが受けられる個別相談を実施している。

⑤ 卒業生との連携

卒業生の組織である有信会が積極的に就職指導に協力している。社長や実社会の第一線で活躍している卒業生を、有信会が仲介して講演会活動を実施するなど、大学と卒業生組織が連携している。また、東京・大阪地区のOB・OG（人事担当）を中心に懇談会を実施し、先進地区の情報を収集し就職支援および就職活動に活かせるよう、ネットワーク作りを進めている。

④就職活動支援プログラムの展開

学生が自らの将来に向かって計画的に大学生活を過ごし、将来の職業選択について早い段階から意識をもって取り組むよう、1・2年次では、キャリア形成支援講座やインターンシップへの参加、3・4年次生には企業の動きと連動した実践的なガイダンスやセミナーなど、一貫したスケジュールのもとで体系的に学生支援に取り組んでいる。

就職活動における具体的なスケジュールは次のとおりである。

就職活動における具体的な支援スケジュール（平成18年度）																																					
1年次		2年次			3年次					4年次																											
春・夏季インターンシップ（就業体験）				業界セミナー、模擬面接、学内会社説明会等										随時実施																							
就職模擬テスト、論文・作文対策講座等随時実施																																					
4~9	4~9	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	5	7	9	10																						
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																						
キャリア形成へのアプローチ		キャリアデザイン講座① （感じ取る力、行動する力育成）		（ビジネスシミュレーショントレーニング） キャリア形成へのアプローチ		就職基礎ガイダンス		就職情報誌への登録		（自己分析・自己表現） 就職情報誌への登録		業界研究 （自己分析・自己表現）		企業研究 採用情報の公開		採用方針の決定		キャリアデザイン講座②		（自己分析・自己表現） 採用情報の公開		会社説明会の予約		エントリー受付開始		OB・OG訪問 会社説明会予約受付		就職実践ガイダンス （公開模擬面接） 説明会・選考会スタート		前期定期試験 就職活動応援セミナー① 内定出しピーク		会社説明会・選考会参加 説明会・選考会スタート		就職活動応援セミナー② 内定式		内定式参加 内定式	

(a) 低学年次向け就職意識涵養プログラム

近年、低学年次における就業意識涵養の重要性が認識されてきており、本学では共通教育科目の中で1・2年次生を対象にした「キャリアプランニング」科目を開講し単位化している。センターでは、新生が将来の進路を意識して充実した大学生活を送ることができるよう「キャリアデザインガイドブック」を作成し入学者全員に配布した。また、進路選択や就職活動、資格取得等に関する進路支援を行っている。さらに、社会との関わりを理解・把握し、職業観などを考える「キャリア形成支援講座」や「インターンシップ」、また、弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士など11の専門職業人による「OBによるスペシャリストガイダンス」、あらゆる業種による「OBとの懇談会」等を開催し、進路を考える機会の場を提供している。

これらのプログラムを通して進路選択が明確となり、3年次から始まる就職活動を円滑に進める

II. 大学 学生生活

ことができるよう、低学年次から就職意識涵養プログラムを取り入れている。

㉑ キャリア形成支援講座

早い時期から自分自身の生き方や生涯など将来について考えることを学ぶため、1年次生、2年次生を対象にキャリア形成支援講座「キャリア形成へのアプローチ―正課教育への橋渡し―」を平成18年度から開講している。このプログラムにより、低学年から職業観や就労意識が形成され、3年次から始まる就職活動の円滑なスタートが期待できる。

この講座は、1年次生には、知的好奇心の育成、目的意識作り、動機付け、勤労観・職業観などの醸成、2年次生には、ビジネスシミュレーションやインターンシップを通じて社会人として必要なスキルを身に付けさせ、「感じ取る力、行動力、実践力」を強化する。

1年次生：「知的好奇心のアンテナ作り」から具体的行動へ

- 1) さまざまな考え方・働き方に触れる
- 2) 社会的な問題についての意識を喚起する
- 3) 小さなアクションを起す

2年次生：「社会に出る前の実践的トレーニング」

- 1) 自己のポジショニング・社会との関わりを考える
- 2) コミュニケーション能力を強化する
- 3) 思考の分析フレームワークで能力トレーニングを行う

平成18年度は、5月13日にスタートし10月21日までの間、土曜日の1、2限目を利用し12回実施した。学生が主体的に考える形式とするため、グループワークを多く取り入れ、提案・実践・検証の重要性を認識させながら視野を広く持たせるとともに、世代間のコミュニケーション能力が身に付くよう社会人のサブインストラクターを採用した。定員100人を予定したが、情宣不足もあり、参加者は定員を満たすことができなかった。しかしながら、発見や刺激も感じ取り、職業観が柔軟になったと思われる。また、他者との関わりを通してこそ自分が見えてくることに気づき、グループワークを通して日頃思いつかないような考えや意見、身近に感じることもないことを学んでいることが、参加者のアンケート結果からうかがえる。

㉒ インターンシッププログラム

インターンシップを積極的に取り入れ、現実社会への就業体験を通して職業観・就職意識の高揚を図っている。工学部社会デザイン工学科では昭和39年から3年次の必修科目、薬学部は昭和62年から4年次の必修科目、スポーツ科学部健康運動科学科は平成12年から3年次の選択科目として実施している。現在は、法学部、経済学部、商学部も単位化を図り実施している。

センターでは、平成9年から医学部を除く全学部で本学独自のプログラムによるインターンシップを実施している。平成12年度には、福岡県内の大学、行政機関、産業界からなる福岡県インターンシップ推進協議会が設立されたのを機に加盟し、本学も積極的に参加している。平成18年度は547人の学生がインターンシップを体験した。参加した学生からの報告や体験記によれば、「第一希望の企業で研修しなくても働くことを体験し仕事に興味をもてた」、「女性でも仕事を続ける方法があることに気付いた」などの声がある。インターンシップを体験して、各人の人生設計に役立ったことや就職意識が明確になったことなど、満足度も高いことがうかがえる。一方、企業とマッチングできない学生も多く、派遣学生の増加を図るために学生からの要望の多い企業を開拓するため、インターンシップ担当者を配置している。

○福岡大学のインターンシップ派遣企業および派遣学生数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
派遣企業	342 社	321 社	328 社
派遣人員	599 人	574 人	547 人

○就職・進路支援センターによる実施状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受入企業数	267 社	279 社	356 社
派遣企業数	106 社	103 社	113 社
申込者数	393 人	423 人	632 人
派遣者数	230 人	193 人	229 人

⑤ 就職に関わる情報提供

(a) 新就職情報システム

学生が就職活動を積極的に行うことができるように新就職情報システムを構築し、平成 17 年 12 月に運用を開始した。会社説明会、イベント、企業情報、求人情報、職員訪問情報、企業来訪情報、インターンシップなどの就職活動に必要な情報を提供し、簡単に検索ができるよう整備している。システムを利用した就職活動に不安を持つ学生を対象にガイダンスを開催し利用促進を図っている。

なお、平成 19 年 4 月から I C 学生証による出席管理システムの導入、Web による履修登録、F Uポータルによるインフォメーションの徹底など、本学の I C T環境の充実にとともない、新就職情報システムの利用促進がさらに図れるものと期待される。

(b) 掲示板・立看板による情報提供

新就職情報システムによる情報提供に加え、就職支援行事を学生個々人宛て葉書で案内するとともに、学生が会社説明会、イベント、企業、求人、インターンシップなどの就職活動に必要な情報を直接目で確認できるよう掲示板や立看板による情報提供を行っており、学生が就職支援行事への参加や就職活動を積極的に行えるよう環境整備を行っている。

(c) 教員による情報提供

就職支援行事の案内、就職活動に必要な情報の提供など、ゼミや講義において教員から学生への情宣活動を行っている。学生の意識を高めるには、この方法によるところの効果が大きいものと期待される。

(d) 父母への情報提供

③の(c)の側面的支援を参照。

⑥就職活動の早期化に対する対応

近年、企業の採用意欲が高まるのにとともない、採用活動が年々早まっている。会社説明会やセミナーは3年次生の11月上旬から始まり、早い企業では3年次生の後半から4年次生の4月に内定が出始め、6月までに内定のピークに達している。このように内定の時期が早まり、大学教育への弊害が指摘されている中で、早期採用の自粛などをうたった「就職問題懇談会の申合せ」と「日本経済団体連合会の倫理憲章」の共同宣言が出されている。この共同宣言を学生・教員・企業側に周知するよう当センターホームページに掲載し、学生、教職員に周知を図っている。

また、このような早期化に対応できるよう就職活動のプログラムを点検し、実施時期を決定するとともに、新就職情報システム、ホームページ、立看板や掲示板などで情宣活動を実施し、早くか

II. 大学 学生生活

ら就職活動の意識を高めるための取り組みを行っている。特に、3年次生の就職ガイダンスは、6月に基礎編、10月に応用編、1月に実践編として開催している。従来、10月に発行していた就職サポートブックを6月に実施するガイダンスに利用できるよう発行を早め、学生の就職意識が早期に高まるようにするとともに、公開模擬面接や履歴書の作成など早めに準備できるようにした。学生アンケートによれば、「3年の早い時期から就職ガイダンスなど支援行事に参加できたことによって、早くから就職への意識を高めることができた」との声が多く聞かれた。

⑦ 就職統計データの整備と活用

求人情報（件数、業種別・地域別・資本金別・従業員別）、来学企業求人情報、就職状況（件数、業種別・地域別・資本金別・従業員別）、学部・学科別就職情報、就職先企業一覧、公務員就職者一覧、教員就職者一覧、就職活動報告など、本学学生の就職活動に必要な各種データを収集・整備し、学生の利用に供している。また、これらのデータは、本センターの会議資料として利用するとともに、文部科学省の学校基本調査への回答、就職統計冊子、事業報告書、自己点検・評価データブック、入試広報関係広報誌、父母懇談会のための冊子、各種アンケートへの回答などに活用し、情報の開示を行っている。

本学の求人件数は年々増加傾向にあり、平成18年度は5,960件（平成17年度比640件増）の求人があった。新就職情報システムが構築され、このように多くの求人データを多方面から利用者が容易に検索できるよう整備・充実された。他にも在社情報、インターンシップ情報などのデータも蓄積されており、今後ますます利用者も増加し、就職活動の支援に繋がると思われる。

○本学の求人状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
求人件数	4,773件	5,320件	5,960件
来学企業数	1,089社	1,217社	1,462社

平成18年度の卒業生（医学部を除く）の進路について、就職は民間企業に64.2%（平成16年度56.6%、17年度60.4%）、官公庁3.0%、教員0.8%、上記以外0.4%、進学は、大学院進学者6.2%、その他2.1%となっている。また、留学・研究生・勉学等、その他が23.3%となっている。（就職・大学院進学状況については、大学基礎データ表8参照）

また、業種別ではサービス業が38.2%、卸売・小売業26.5%、製造業17.7%、資本金別では100億円以上23.3%、50億円～100億円未満5.7%、10億円～50億円未満14.7%、5億円～10億円未満5.1%、1億円～5億円未満16.5%、地域別では福岡県36.9%、関東地区35.1%、九州地区（福岡を除く）9.6%、近畿地区9.5%、のような状況となっている。

企業の採用環境が好調なことから民間企業への就職は概ね良好な状況である。本学学生の就職先希望地域は特に地元志向といわれてきたが、関東に本社がある企業への就職者（平成15年度26.9%、16年度29.1%、17年度31.6%、18年度35.1%）が大幅に増加している。また、理学部・工学部・薬学部といった理系学部では、学部・学科の専門性を活かした業種に採用されている。

就職・進路指導については、学部教員と就職・進路支援センターが一体となり、学生への就職・進路支援の充実を図っており、就職率は良好な状況にあるといえる。

【点検・評価】

社会が多様化し、大学が大衆化し進学率が50%を超える現在において、学生の目的意識の希薄化、学習意欲の低下、社会常識やマナーの欠如が顕著となり、学生の二極化はますます進むであろう。このようなことから、低学年次からキャリア形成支援を実施すれば、学生は早い段階から将来の進路や職業観などについて考えることで、目標を持つことができる。また、インターンシップによる就業体験で社会との関わりを理解すれば、より一層目標が明確となり、学習意欲も高まるであろう。

センターでは低学年次向けの取り組みとしてキャリア形成支援講座やインターンシップにも力を注いでいる。また、新就職情報システムをはじめ、掲示板・立看板による会社説明会、イベント、求人情報、職員の企業訪問情報、企業の来訪情報などの就職活動に必要な情報を学生に提供するとともに、センター職員・進路相談員・資格をもったキャリアカウンセラーを配置して、それぞれの専門的立場から個別相談を通して学生の進路選択に関わっており、進路指導の適切性という観点からみれば評価できる。キャリア形成支援講座やインターンシップへの参加者は、本学学生数の点から見ると決して十分とはいえない数字であるが、本センターと学部が連携した結果、参加者数は増加傾向にある。

また、学生が就職活動を積極的に行えるよう、就職情報システムの構築、就職ガイダンス、論・作文対策講座、模擬試験、模擬面接、業界セミナー、実践マナーセミナー、学内会社説明会、OBとの懇談会、エントリーシート添削会などの支援行事を行っているが、これらの行事について学生のアンケート調査や出席状況をもとに、担当者レベル、センター事務スタッフによる検証、企画推進会議や運営委員会で審議し点検・評価を行うことで、目的に沿って適切かつ有効に機能するよう改善し、次の行事の開催につなげている。特に、就職ガイダンスは、6月に基礎編、10月に応用編、1月に実践編を行い、早い時期から段階的に実施しており、就職活動を行う学生にとっては、ガイダンス等が体系的で適切に行われ、本センターの関わりが有効に機能するよう改善し実施している点は高く評価できる。

ここ数年、企業の採用意欲が高まり就職活動が早期化するのにもない、学生がその環境に対応できるようスケジュール化を図り、早期に自らの進路を意識して学んでいくよう取り組んでいる。また、就職統計に関わるデータについても、あらゆる面から整備され、広範囲に利用されている。就職環境の好転もあり就職率は上昇しているが、採用環境に左右されることなく学生が満足できる就職を目指して支援する必要がある。当然のことながら、大学全教員とセンタースタッフのみならず、全職員が連携し一体となって学生生活の4年間でできるだけ付加価値をつけレベルアップを図る以外に目的を達成することはできない。

【改革・改善策】

具体的には、下記のような改善方を検討していく。

- ① 学生が納得し満足できる進路選択に向けての個別指導機会を増大する。
- ② ガイダンス等支援行事への出席率の向上を図る。
- ③ ガイダンス出席効果の調査を行う。
- ④ センター訪問者の追跡調査を行う。
- ⑤ 結果として就職率の向上を図る。

II. 大学 学生生活

(4) 課外活動

【現状の説明】

(大学として組織的にを行っている支援、学生代表との意見交換)

本学では、「自治の精神に則り、会員の共同生活を通して会員相互の親睦融和を図り、真理の自由な探究と心身の錬磨に努め、もって明朗な学園を建設すること」を目的として、課外教育活動の中心となる「学友会」を組織し、商学部第二部についても独立した「学友会」を組織している。

学友会は、学長を会長とし、全学生を正会員、職員を特別会員として構成する全学的組織で営まれている。学生部長が総務会長となって執行機関である総務委員会をとりまとめている。総務委員会の下に体育部会と学術文化部会が置かれ、それぞれの部会に部および同好会が所属し、一致協力のもと学友会諸活動の企画・運営を行っている。

運営にかかる合議機関として、代議員大会、学生大会、合同協議会が置かれている。特に、合同協議会は、学長をはじめとする大学側の代表と総務委員会、体育部会、学術文化部会の学生側代表とが意見交換し、協議を行う機関であり、年2回春と秋に開催されている。

公認団体は、体育部会(42部1同好会)、学術文化部会(39部1同好会)、商学部第二部(19部1同好会)、愛好会(96団体)で約7,000人(全在籍学生数の36%)が参加している。学友会活動に必要な財源は、正会員、特別会員が納めた会費を基礎として各部に学友会費(部費)として分配される。また、大学からは、部(同好会・愛好会を除く団体)に対しては、学友会援助費として全国大会の補助や世界選手権大会等の補助をしている。公認の陸上競技場・サッカー場・柔道場など、ほとんどのクラブに専用練習場を与え、部室は公認団体全てに与えられている。

平成13年度からは、課外活動の優秀な成績者に対する表彰と報奨金の支給を始め、平成19年度前期までに団体は延べ23団体、個人では延べ104人を表彰した。対象となった活動実績は、体育部会では世界選手権大会、世界ジュニア選手権大会、ユニバーシアード大会、アジア大会、東アジア大会等各種国際大会での活躍である。一方、学術文化部会の受賞者数は少ないが、将棋の学生名人をはじめ、司馬遼太郎フェロシップ賞の受賞者などが対象となった。

平成17年度からは、陸上競技部、柔道部、野球部、サッカー部を強化クラブに指定し、強化費を支給している。

【点検・評価】

学生自身の自主的活動による課外活動は学生一人ひとりの個性を大きく伸ばし、自立心や自発性、社会性を養い、豊かな人間形成に役立つものである。本学では、課外活動をこのような訓練の場として、大学の全人教育の重要な一部として支援している。しかし、学生気質の変化や経済情勢の低迷によるアルバイト時間の増加等が原因となり、公認団体へ加入する学生が減少傾向にあり、特に、文化系クラブの長期休部も少なからずみられるようになっている。

平成13年度から学内表彰と報奨金を授与する制度を始めたことにより、全国大会での入賞者数が格段に増え、課外活動の活性化に繋がっている。強化クラブについては現在までのところ顕著な結果が出ているとは言えないが、競技レベルの高い選手の獲得、部員の意識レベルの改善、プロ選手の輩出など、徐々に成果が出ている。選手達の華々しい活躍は、本学の在学生・教職員のみならず卒業生や後援会員に本学への帰属意識や一体感をもたらしている。

【改革・改善策】

学生の「個の自立」のためには、正課教育のみならず、課外教育活動の多様な局面で学生に自己

開発の場を提供することは大きな意味をもっている。

しかし、最近の学生気質の変化に伴い、課外活動への参加者が減少している中で、豊かな人間形成の場として課外活動に一定の成果を求めようとするならば、教職員やOBが指導者となってクラブの活動に関与し支えてきた体制を再検討する必要がある。特に個としての学生をトータルに支援する体制の再構築を早急に進めていく。

II. 大学 学生生活

9. 学生生活

2) 大学院における学生生活への配慮

【到達目標】

大学院生が高度な専門性を身につけ研究生活を継続していくためには、経済的支援が重要である。奨学金（日本学生支援機構、地方公共団体等）制度を補う本学独自のTA制度や研究活動への参加支援を促すRA制度、心身の健康を支援する相談事業を展開し、大学院生が充実した生活を送ることが出来るよう支援する。

（1）学生への経済的支援

①経済的支援を図るための措置

【現状の説明】

大学院生への経済的支援策は学部と同様、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、大学独自の福岡大学奨学金、大学院独自の海外留学給費奨学金制度（平成18（2006）年度より開始）、地方自治体や民間の財団の奨学金・助成制度を利用している。平成19年度日本学生支援機構への推薦は、第一種（無利子貸与奨学金）が博士課程前期29人、博士課程後期10人、博士課程1人、第二種（有利子貸与奨学金）では、博士課程前期12人、博士課程後期1人となっている。奨学生総数は53人である。

一方、本学独自の奨学金である福岡大学奨学金の平成19年度貸与者数は大学院生で19人である。大学院生の奨学金予算総額は年間722万円、1人あたり38万円/年となっており、大学独自の奨学金制度の理念に基づき、勉学の継続が困難である学生を中心に支援している。また、大学院独自の大学院海外留学給費奨学金奨学生制度を導入しており、各研究科1人で年間30万円、半期休学を利用して奨学金制度を受ける学生は、15万円が給付される。他に留学生の経済的支援として財団等の支援公募があるが、採用枠は少ない。大学院総在籍数が690人に対し、本学としては十分な支援状況ではない。

【点検・評価】

大学院生に対する経済的支援策は、日本学生支援機構、福岡大学奨学金が主体となるが、日本学生支援機構の第二種奨学金（有利子）の内示数は以前に比べ増加の傾向にある。福岡大学奨学金制度は、唯一の本学奨学金制度であるが、その額はこの10年程かわらず、生活費や書籍費の上昇に見合った増額がない。経済的援助を必要とする学生の抽出と一方で、学生の成績等を勘案した効率的な制度の構築を図る必要がある。また、バブル経済崩壊後、民間団体からの支援は減少傾向にある。そういった中で、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の発展に寄与する有為な人材と認められ、なおかつ生活困窮者である者に対して奨学金を交付し、高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする「大学院海外留学給費奨学金奨学生制度」を18年4月に設け、奨学生1人当たり、30万円が給付される新しい制度を導入した。平成18年度1人、19年度1人の学生が対象となった。学生の有意義な研究活動を国際的な視野にたって支援する新奨学金制度を設けたことは評価できる。

【改革・改善策】

日本全体の経済は上向きとはいえ、各家庭の経済状況は停滞しており、学生への経済的支援としての奨学金はその重要度を増している。今後も引き続き学生に対して奨学金に関する情報を提供し、奨学金取得を支援する。同時に大学院独自の奨学金制度については給付奨学金の増額について検討

を行う。

②各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

【現状の説明】

基本的には大学院事務課の掲示板で情報を提供している。申請が少ない場合は、事務課より直接電話をかけて情報を提供することもある。

【点検・評価】

現在の広報システムで情報は十分伝達できているので評価できる。

【改革・改善策】

現在は、掲示で学生へ情報を提供しているが、学内インターネット、学生ポータルを利用し、学生への支援をさらに強化したい。また、申請書類をネット上で閲覧、ダウンロードできる仕組みを学部と並行して構築する予定である。

(2) 生活相談等

【現状の説明】

(学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮、ハラスメント防止のための措置)

大学院生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、学部の場合と同じくヒューマンディベロップメントセンターおよび健康管理センターが担っている。また、ハラスメント防止のための措置も学部と同様である。この項については1) 学部における学生生活への配慮の項を参照されたい。

(3) 就職指導等

【現状の説明】

(学生の進路選択に関わる指導の適切性)

本学大学院の教育目標は、各研究科または各専攻の学問分野における高度の知識や技術を身につけた専門的職業人の養成である。したがって、このような知識や技術を修得した学生の就職活動は、目的意識を持って社会に貢献するための出発点であり、その支援は大学院教育の一環をなすものである。本学においての大学院学生に対する就職支援は、学部学生の就職支援体制に組み込まれた形で実施されている。すなわち、就職を希望する学生は、年度始めに就職・進路支援センターにおいて求職登録を行う。求人に関する情報は、センター内掲示板に掲示されるとともに、各種データベースに基づくコンピュータ検索によって必要な情報を随時入手することができる。また、大学院事務課に申し込まれた教員の求人情報は、大学院学生用の掲示板を用いて随時提供される。これとは別に、理系研究科では、専攻主任または指導教授による研究施設や企業への就職斡旋が行われている。もちろん、文系研究科においても、学生の就職支援に熱意を持って当たっている指導教授が多い。就職内定者は就職・進路支援センターに報告し、その結果は大学院修了者名簿によってまとめて報告される。

【点検・評価】

大学院在籍者があまり多くない現状においては、学部学生の就職支援体制に組み込まれた現行の支援のあり方で、おおむね効果的に機能していると思われる。しかし、個人的な背景を考慮した積極的な就職支援は、場合によっては個人情報保護を犯す可能性がある。その観点からみると、現行

II. 大学 学生生活

の学生の自主性を尊重した支援体制は適切である。ただし、将来の人生設計を構築し得ない学生が少数ながら存在し、そのような学生にに対する支援は十分とは言えない。また、就職または進路の報告を怠る学生がおり、これが就職状況の正確な実態の把握を阻んでいる。

【改革・改善策】

大学院生の就職、進路に関するより正確な実態調査に基づいた進路指導の充実が必要である。その実をあげるためには、在学中に提出させている進路届未提出者に対して、督促を行う。就職状況に関する資料を公開し、学生が安心して進学できるような体制を確保することにより大学院の充実・発展をはかる。学生時代から、企業や研究所での研修を実施し社会人としての教養をつけさせるとともに、企業、研究所との交流をはかり、就職の糸口をみつける。